

茨木市地域活動支援交付金交付要綱

（目的）

第1 この要綱は、茨木市地域自治組織の登録に関する要綱（平成25年6月18日実施）に基づき地域自治組織として登録を受けた団体（以下「地域自治組織」という。）の活動及び運営に係る事業に対し、市が交付金を交付することにより地域自治組織の身近な地域課題を自主的に解決するとともに、地域の状況に応じた特色ある活動を促進し、もって住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

（交付対象）

第2 交付の対象となる事業は、茨木市地域自治組織結成等支援交付金交付要綱（平成25年6月18日実施）に基づく交付金を用いて事業を2か年度実施した実績を有する地域自治組織又は登録後3年を経過した地域自治組織が実施する活動及び運営に係る事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 事業の効果が特定の個人に帰属する事業
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (4) 市から他の補助金等の交付を受けている事業（地域情報の発信及び共有に関する事業を除く。）
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認める事業

（交付対象経費）

第3 交付の対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。

（交付金額）

第4 交付額は、別表第2に掲げる区分ごとに算定した額を合算した額とする。

（交付金の交付申請）

第5 交付金の交付を受けようとするものは、茨木市地域活動支援交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において交付金を決定し、申請者に対し茨木市地域活動支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知し、適当でないと認めた

ものについては不交付の決定を行い、茨木市地域活動支援交付金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（交付金の交付請求）

第7 第6の交付金交付決定通知書を受けたものは、第14の規定による補助金の額の確定後、茨木市地域活動支援交付金交付請求書（様式第4号）を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。ただし、概算払の必要があるときは、交付金の交付決定後、茨木市地域活動支援交付金概算払交付請求書（様式第5号）により、概算払の請求をすることができる。

（交付金の交付）

第8 市長は、第7の規定による交付金の交付請求を受け付けたときは、当該請求者に交付金を交付する。

（変更の申請等）

第9 交付金の交付を申請したものは、交付金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするとき（第10の規定による流用及び第11第1項の規定による積立てを行う場合を除く。）は、第5に準じて茨木市地域活動支援交付金交付変更承認申請書（様式第6号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市地域活動支援交付金変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

3 前項の交付金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る交付金の交付を請求しなければならない。

（流用）

第10 交付の決定を受けたものは、活動に係る事業に対する交付金（以下「活動交付金」という。）の不足を補うために、茨木市地域活動支援交付金流用報告書（様式第8号）により市長に報告し、運営に係る事業に対する交付金（次項において「運営交付金」という。）の全部または一部を活動交付金へ流用することができる。

（積立て）

第11 翌年度以後において実施する事業の財源を計画的に確保しようとするものは、茨木市地域活動支援交付金積立計画申請書（様式第9号）を市長に提出し、第12の規定による承認を受けたときは、活動交付金の積立てを行うことができる。

2 積立ての対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（1）交付対象事業

（2）その事業費が高額であり、単年度で実施することが困難な事業

（3）その他市長が適当と認める事業

3 地域自治組織が積み立てることができる金額は、当該年度に交付された活動交付金の4分の1以内の額とする。

4 積み立てることができる期間は、事業実施予定年度の前年度までとし、事業実施年度には、積立金の全額を取り崩して所期の目的の事業に当てなければならない。
(積立承認)

第12 市長は、第11第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、積立ての可否を決定し、申請者に対し茨木市地域活動支援交付金積立承認（不承認）通知書（様式第10号）により通知する。

(積立て変更の申請等)

第12の2 積立計画の申請をしたものは、交付金の積立承認通知後において当該積立計画の内容を変更しようとするときは、第11に準じて茨木市地域活動支援交付金積立計画変更承認申請書（様式第10号の2）を提出して市長の承認を得なければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第12に準じて決定の内容を、茨木市地域活動支援交付金積立変更承認（不承認）通知書（様式第10号の3）により通知する。

(実績報告)

第13 交付金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市地域活動支援交付金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付金額の確定等)

第14 市長は、第13の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき交付金の額を確定し、茨木市地域活動支援交付金確定通知書（様式第12号）により報告書を提出したものに通知する。

(交付金の精算)

第15 第14の交付金確定通知書を受けたものは、当該交付金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市地域活動支援交付金精算追加分交付請求書（様式第13号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第16 市長は、交付金の執行の適正を期し、交付事業の円滑な推進を図るため、その職員に、交付対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第17 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 交付金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第18 交付金の交付を受けたものは、当該交付事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該交付事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(交付の取消し等)

第19 市長は、交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(5) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第20 市長は、交付金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和2年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月28日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第11及び第12の2の規定は、令和元年度以後に積立てが終了する地域自治組織について適用し、平成30年度以前に積立てが終了した地域自治組織については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式がある場合には、令和6年度に限り所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月17日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 関係）

経費の区分	活動に係る事業	運営に係る事業
報償費	事業実施に要するものに限る。	ボランティアの報酬に要するものに限る。
旅 費	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。
委託料	専門的な技術等を必要とする事業実施に要するものに限る。	専門的な技術等を必要とする運営に要するものに限る。
食糧費	料理教室の材料費等事業実施に必要なものに限る。	会議用の湯茶代に限る。
印刷製本費	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。
消耗品費	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。
通信運搬費	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。
保険料	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。
手数料	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。
備品購入費	原則対象外とし、特に事業実施に必要なものに限る。	運営に要するものに限る。
使用料	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。
賃借料	事業実施に要するものに限る。	運営に要するものに限る。

別表第 2（第 4 関係）

区分	交付額
活動に係る事業	1 地域自治組織につき、次の各号に掲げるその校区を構成する地域の申請前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳人口の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 2,000 人未満 200,000 円 (2) 2,000 人以上 6,000 人未満 300,000 円

	(3) 6,000人以上10,000人未満 400,000円 (4) 10,000人以上 500,000円
運営に係る 事業	1 地域自治組織につき500,000円とする。

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域活動支援交付金交付申請書

茨木市地域活動支援交付金の交付を次のとおり申請します。

1 交付対象事業

2 交付申請額	円
内 訳 活動交付金	円
運営交付金	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第 2 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域活動支援交付金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域活動支援交付金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 3 号（第 6 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域活動支援交付金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市地域活動支援交付金は、次の理由により
交付できません。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第 4 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

印

茨木市地域活動支援交付金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった交付金を次のとおり請求します。

1 交付対象事業

2 金額 円

様式第 5 号（第 7 関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

⑨

茨木市地域活動支援交付金概算払交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった交付金を次のとおり請求します。

1 交付対象事業

2 金額（概算額） 円

3 概算払いを必要とする理由

様式第 6 号（第 9 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域活動支援交付金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域活動支援交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 交付対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額 円
- 5 変更後交付申請額 円
- 6 差引増減額 円

様式第 7 号（第 9 関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域活動支援交付金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市地域活動支援交付金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

交付決定額	円
変更増減額	円
変更交付決定額	円

年 月 日

茨 木 市 長



様式第 8 号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域活動支援交付金流用報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域活動支援交付金については、次のとおり流用します。

流用額 円

理 由

様式第 9 号（第11関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域活動支援交付金積立計画申請書

年度において、茨木市地域活動支援交付金の一部を積立たいので次の
とおり申請します。

積立額 (B) 円

理 由

計 画

積立予定額 円

翌年度 円 翌々年度 円

事業予定年度

事業予定総額 円

事業概要

割 合

当該年度活動交付金 (A) 円

(B/A) %

積立状況 年度末積立額 円

(年度積立内訳)

様式第10号（第12関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

様

茨木市地域活動支援交付金積立承認（不承認）通知書

年 月 日付けで協議のあった茨木市地域活動支援交付金の積立てについて、次のとおり決定したので通知します。

1 次のとおり承認します。

積立承認額 円

条 件

2 次の理由により承認できません。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第10号の2（第12の2 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者職氏名

茨木市地域活動支援交付金積立計画変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市地域活動支援交付金の積立計画について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更内容

2 変更理由

様式第10号の3（第12の2関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

様

茨木市地域活動支援交付金積立計画変更承認（不承認）通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定した茨木市地域活動支援交付金の積立計画について、次のとおり決定したので通知します。

1 次の条件をつけて変更承認します。

条 件

2 次の理由により承認できません。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第11号（第13関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

茨木市地域活動支援交付金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 交付対象事業

2 交付金交付決定額 円

3 交付金精算額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

様式第12号（第14関係）

茨木市指令 第 号

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名 様

茨木市地域活動支援交付金確定通知書

年 月 日付け茨木市地域活動支援交付金実績報告書を審査の結果、
適当と認められるので確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 交付金交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付金確定額 | 円 |
| 3 | 交付金差引額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長



様式第13号（第15関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者職氏名

⑨

茨木市地域活動支援交付金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった交付金を次のとおり請求します。

- 1 補助対象事業
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金確定額 円
- 4 精算追加分請求額 円